

橋本増吉氏の「遼の建國年代に就いて」

を讀む

(史潮第六年第一號)

小 川 裕 人

一、松井等氏はその契丹勃興史に於いて後梁開平元年を阿保機が契丹の君となつた年とし、それから九年後の遼史に所謂太祖(阿保機)の九年を諸部大人誘殺の年とし、その翌後梁貞明二年に即位したと推定され、神冊建元の遼史の記載を信ぜられた。^①然るに橋本氏は阿保機が契丹主となつたのを天祐三年か四年の初頃とされて居る點は松井氏と大差はないが、阿保機が皇帝位に即いたことを全然否認して、契丹に於ける帝號は太宗に始ると見て居られるから、勿論神冊建元を遼人の僞作とし、天贊の年號の實在性を疑はれて、天顯を初建の年號とし、その元年を太宗即位の年、即ち後唐天成三年とされて居る。^②

橋本氏が遼史・資治通鑑・契丹國志等の記事の缺點を指摘して居られる點は、注目すべきであるが、舊五代史

が新五代史に比し編纂年代が古く、且つ勅選であるといふ點から、その取るべきを主張されて居る點には、尙疑問の餘地があるやうに思はれる。單に編纂年代が古いこと、勅選である點から見れば、資治通鑑考異(卷三八)引用の漢高祖實錄は、同じく勅選で、年代に於いて二十五六年も古いのであるから、寧ろこの實錄の記事を採るべきではなからうか。漢高祖實錄の編纂年代に就いては直齋書錄解題(卷四)はこれを乾祐二年として居るが、新舊兩五代史の賈緯傳を見ても、大體この頃の編纂と見て誤がない。橋本氏は舊五代史を以て阿保機の建國に關する最古の記錄として居られるが漢高祖實錄のみならず、同じく通鑑考異(卷三八)引用の莊宗列傳も亦舊五代史よりは以前に編纂されて居るやうである。

又契丹に關する記錄に於いて、支那との間に起つた直接交渉の事實に就いては、支那側の記錄の中、勅選であるといふことが、その價值を決定する重要條件となるが支那に直接關係のない、契丹内部の事實に就いては、その勅選であるといふことよりも、寧ろその事實に關する知識を得る機會の有無の方が、より多く考慮に入れるべき要件ではなからうか。この點より見れば多年遼に在つて、高官にも上つたといふ趙志忠の報告によつて、阿保機建國の事情に關する知識を得た、歐陽脩の新五代史の記事は、輕々に棄て去るべきものではなからうと思はれる。直齋書錄解題(卷五)陰山雜錄の條には不著名氏、莆田鄭氏書目云、趙志忠撰、志忠者遼中書舍人、得罪於宗眞挺身來歸、歐公歸田錄云、志忠本華人、自幼陷虜、爲人明敏、在虜中舉進士、至顯官、歸國能述虜中君臣世次山川風物甚詳、今觀此書可概見矣とある。この陰山雜錄の契丹に關する部分は虜廷雜記と同一のものであらう。漢高祖實錄の編者の一人なる賈緯は、舊五代史の彼の傳を見ると、開運中、累遷中書舍人、契丹入京師、隨契丹至眞定、後與公卿還朝、授左諫議大夫とあつて契丹内部の事情を知り得る機會を得た者である。又緯常以史才自

負、銳于編述、不樂曲臺之任とも記されて、彼は史才を誇つて居た程の者であるから、斯くの如き好機會を逸したとは思はれない。されば舊五代史の記事を特に重ぜられる橋本氏の根據は甚だ薄弱なものとなるわけである。

松井氏は阿保機が迭立制によつて契丹主となり、諸部大人誘殺によつてその君主權を確立したといふ新五代史所載の記事を信じて居られるのに對し、橋本氏は阿保機の現るゝ以前には、二時八部より成る大賀氏が契丹諸部落の中堅部落としてこれを統治したが、別部の部長阿保機が現るゝに及び、漸次これを壓倒し諸部を統一して一國を成すに至つたと見られて、諸部大人の誘殺を後人の僞作として排斥されて居る。橋本氏が「新五代史以下の是等の阿保機物語りに比すれば、舊五代史の傳ふところとは遙かに事實に近きものゝやうで云々」^⑧と言つて居られる點より察すると、新五代史の記事を以てこの物語の最初の記錄と考へられて居ることが、氏のこの説の背景となつて居るのではなからうか。然れども漢高祖實錄に既にこの物語は記載されて居たのである。即ち、後諸族邀之、請用舊制、保機不得已、傳旗鼓、且曰、我爲長九年所得漢人頗衆、欲以古漢城領本族、率漢人守之自爲一

部、諸族諸之、俄設策復併諸族、僭稱皇帝、土地日廣とある。

二、舊五代史に、契丹之先大賀氏、有勝兵四萬、分爲八部と言つて居るが、これは所謂灰牛白馬の傳説と系統を同するものではなからうか。唐史には契丹の君長を大賀氏として居るのみで、八部を盡く大賀氏として居るやうには見えない。これは何時の状態を言つたものか明らかでないが、契丹が唐と非常に交渉の多かつた貞觀開元の頃のことを言つたものではなからうか。遼史(卷三二)營衛志には契丹の古八部として魏書(卷一〇〇)契丹傳所載の八部を記して居る(松井氏亦これに據られて居る)が、これが契丹の八部でないことは魏書の勿吉傳(卷一〇〇)や、帝紀(卷六)皇興元年二月、及び翌年夏四月の條を参照すれば明らかに知られる。隋代には契丹は十部で、唐の貞觀時代にはその中堅部落は松漠都督府の支配下に屬して十州とされて居た。契丹八部の稱呼が始めて具體的な記事に見えて居るのは、開元四年松漠都督府再置以後のことである。當時の八部の名稱は明記されて居ないが、萬歲通天元年の契丹の亂に於いては、當時松漠都督であつた李盡忠一家が没落して、その直屬の一州(昌

州)は唐に歸し、松漠都督府下の他の八部九州には大した變化もなかつたことと思はれるから、これが突厥に降つた後は唐の行政區劃なる州が解消して、貞觀二十二年に匹黎・赤山二州に分たれた伏部が、再び一部としての存在を恢復したのみの相違であらう。されば開元時代の八部は達稽・紇便・獨活・芬間・突便・芮奚・墜斤・伏で、これを五代の歴史に見えて居る八部即ち但皆利・奚・實活・頻沒・納尾・內會雞・集解・乙室活に比すると、その中、七部の名は大體前後その音が類似するから後者には伏部がなくて乙室活部がその中に數へられて居る點が著しい相違であらう。然らば開元時代の契丹八部と、唐末の八部とは、その内容に於いて大なる相違があるとも思はれない。従て開元時代に君長のみの姓であつた大賀が唐末に至つて契丹八部全體の姓として記されるに至つたことは、この間に起つた特別な事情を考へなければ解釋出来ない問題である。

東都事略(卷二五)には初契丹之先、一男子乘白馬、一女子駕灰牛、相遇於遼水之上、遂爲夫婦、生八男子、一男子即大賀氏也とあつて契丹の始祖を大賀氏として居る。こゝに言ふ一男子は遼史の營衛志(卷三二)及び地理

志(卷三七)にはこれを奇首可汗として居る。

この傳説は金の完顔氏の傳説に見る如く單なる同源傳説ではなく、從來一部族に限られて居た「契丹の君長たり得る資格」を八部大人が均しく有するに至つた理由を説明して居るところに、その主要な意義があるのではあるまいか。これが常に契丹主迭立制と結び付けて傳へられて居ることは、前記東都事略のみならず、契丹國志の初興本末、東齋記事等に見える如くである。東齋記事には契丹之先、有一男子乘白馬、一女子駕灰牛、相遇於遼水之上、遂爲夫婦、生八男子、則前史所謂迭爲君長者也、此事得於趙志忠、志忠嘗爲契丹史官、必其真也とある。而してこの迭立制は松井等氏も既に指摘された如く、^⑩天寶以後の契丹に行はれたものである。これが漢高祖實錄・五代會要(卷二七)、新五代史(卷七二)等にも見える如く、乙室活部を加へた八部とのみ結び付けて傳へられて居る點から見ても天寶以後の事實なること疑ひがない。(乙室活部は舊唐書(卷三九)地理志に見える帶州・信州等の乙失革部、或は乙失活部と同じもので、これが契丹八部の中に加へられるに至つたのは舊唐書地理志の自燕以下十七州皆東北蕃降胡……今記天寶承平之地理

焉なる記事を参照すれば天寶以後のことと思はれる)迭立制の發生は天寶以後の契丹の歴史に於いて最も顯著なる事實で、灰牛白馬の傳説はこれに附隨して傳へられて來たものゝやうである。この傳説は遼初に於いても遼室によつて採用された形跡はあるが、遼初の八部は諸部大人誘殺以後變改されたものと思はれる上に、それは迭刺・乙室・品・楮特・烏隗・涅刺・突呂不・突舉でこの傳説と一緒に傳へられて居る八部とはその名稱を異にして居る。さればこの傳説は遼初に發生したものでないことは察せられやう。

冊府元龜(卷九七七)貞觀二年の條には契丹太賀摩會とあるが、舊唐書契丹傳にはこれをその君長摩會として居る。さればこの太賀は君長に當るものではあるまいか。契丹國志には契丹の古酋として、廼呵・喝呵・晝里昏呵の名が見えて居るが、太賀の賀が呵と等しいとすれば、酋長を意味し、太は女真語の蒼、滿洲語の *pa* 蒙古語の *ba* や達喇嘛の達と同系統の語とすれば、太賀には大酋長即ち君長の意味があつたのかも知れぬ。然るに貞觀・開元時代に於いては契丹の大酋長即ち太賀が窟哥の子孫のみから出たので、支那人は太賀をこの一族の姓の如く考

へるに至つたのではあるまいか。八部大人は何れも太賀の子孫であるが故に、彼等自らも太賀即ち契丹主となり得る資格を有して居ることを意識して居たことが、この傳說存在の理由ではなからうか。貞觀・開元の時代には契丹主は唐の勢力を背景とした李窟哥の子孫のみに限られて居たのを、唐末には單に窟哥の子孫のみならず、その一族以外の諸部の各酋長も亦太賀の子孫であるといふ理由によつて、契丹主となる資格を有するに至つたことを物語るものであらう。五代史に所謂八部の祖先を大賀氏としたのは、斯くの如き傳説の反影とも見られよう。

唐末契丹の歴史は李懷秀が安祿山の壓迫を避けて北歸して、後魏以來契丹民族と關係深く、彼等の搖籃地とも言ふべき潢水・土河の合流地方にその住地を定めたのに始まるのではあるまいか。舊唐書（卷九）天寶四載九月の條に契丹及奚酋長、各殺公主舉部落叛とある。一男子は懷秀を意味して居るのかも知れぬ。懷秀は李姓を有する點より見て所謂大賀氏でもあつたであらうか。

三、新五代史に、八部之人、以爲遙輦不任事、選於其衆以阿保機代之とある、其衆といふのを橋本氏は八部の衆人と解して居られるやうであるが、これは遙輦の衆と解

すべきではなからうか。こゝに遙輦といふのは唐書・舊五代史等に見える欽徳であることは疑ひないが、虜廷雜記にも八部落主、愛其雄勇、遂退其舊主遙輦氏歸本部、立太祖爲王とあるのを見れば、遙輦は八部以外の別部の酋長であつたと見る方が妥當であらう。阿保機の尊族の中、最も實在性の多い伯父釋魯は、遼史の太祖紀（卷一）や耶律曷魯傳（卷七三）によれば、咸通十三年に生れた阿保機の少年時代に契丹の國政に當つて居た人物である。然るに唐書契丹傳には咸通末年より光啓中欽徳の立つまでの間、習爾之といふものが契丹主の位に在つた如く見えて居る。習爾之は莊宗列傳・資治通鑑（卷二六六）遼史（卷六三）世表には習爾とある。（舊五代史契丹傳には錫里濟と改譯して居る）叙上の如く事跡の似て居る他に、習爾と釋魯の音の類似せるより、これを同一人なりとすれば、習爾は阿保機の伯父で迭刺部の人となる。果して然らば習爾の族人である欽徳は所謂契丹八部とは別部なる迭刺部の人で、阿保機はその衆と見て支障ないであらう。されば習爾が契丹主となつてからは、契丹主は迭刺部の中より推され、その任期の如きも必ずしも三年といふ短年月ではなかつたやうである。虜廷雜記に凡立王、

則衆部酋長皆集會議、其有德行功業者立之、或災害不生、群牧孳盛、人民安堵、則王更不替代、苟不然、其諸酋長會衆部、別選一名爲王、故主以蕃法亦甘心退焉、不爲衆所害、とあるのはこの頃の狀態を言つたもので、漢高祖實錄等に見える三年迭立制は迭刺部の加入以前の狀態を賈緯等が契丹人より聞いたのに基くのではあるまいか。斯く解すれば迭立制に關するこれ等兩様の記述も矛盾と見るを要しない。

迭刺部の加入と迭立制の變化は契丹が回紇の支配を脱した會昌二年以後のことではなからうか。潢土二河合流地方に住する契丹八部に比して、潢河上流域の住民は、その住地が回紇の根據地に近いから、回紇窮乏の狀も比較的よく知り得られ、その前年には回紇の侵略も受けて宿怨も益々深くなり、且つ後に迭刺部として遼國建設の原動力となつた程の強大な部族であつたから、これが唐に通じて回紇の羈絆を脱せんとする運動の指揮者となつたとしても不思議はない。この部族は天寶以來李懷秀の率ゐた部族の系統に屬する所謂契丹八部とは、その住地を異にして別箇に部族組織をなして、回紇の支配を受けて居たやうであるが、こゝに至つて始めて合流したので

はあるまいか。而して迭刺部の専制はこゝに端を發し、この部族の加入によつて從來の八部の三年迭立制は破れ迭刺部專横の變則的な迭立制がその後を受け、以て阿保機の繼承に及んだものではあるまいか。斯くの如く八部の三年迭立制は天寶以後契丹が回紇の治下に屬して居た間の事實で、これが持續されて居たのは、回紇の支配が契丹の統合と八部の勢力均衡を失するのを妨げて居た、めかも知れぬ。然るに契丹が回紇の支配を脱するに至りては、この束縛もなくなり、唐の勢力は回紇に於ける如く直接的でなかつたゝめに、契丹諸部の間に於いて實力支配の傾向が濃厚となり、新に合流した迭刺部が、その強大なる實力によつて契丹主の地位を獨占するやうな狀態となつたのであらう。然し迭立制の原則はその傳統の力を以て變則的ながらも、尙契丹主繼襲に對する關與の權を保持して來たのであらう。余は斯くの如き特殊な狀態も、歴史的所産として認めんとするものである。

されば阿保機の契丹主繼襲は實際に於いては阿保機の迭刺部内に於ける實力の強大となつた結果ではあつたがそれを正統化したものは諸部大人の合意であつたらうと解する。その繼襲の際に或る程度の關與があつた以上、

その後何等かの形に於いて、それに束縛されるのは豫想せざるべからざることであらう。阿保機の諸部大人の誘殺はこの迭立制に最後の止めをさしたものと云ふことが出来る。

次に迭刺部とは如何なる系統に屬する部族なるかを考へる。唐の勢力を背景とする窟哥一族の主權に對し、これに反せんとする傾向が契丹内部に在つたことは、既に貞觀時代より認められるが、これが開元時代に至つては顯著な事實となり、遂に可突干の亂となつて爆發したものであらう。李過折の内應によつて可突干は倒れたが、その餘黨は尙存して、涅禮の統率の下に李過折を殺した。こゝに於いて窟哥の子孫に歸するものと、涅禮に従ふものとの分離が開元末年以後の契丹の状態となつたのではなからうか。松井氏は開元四年始めて李懷秀が降附したといふ唐書契丹傳の記事を否定して居られるが、^⑭涅禮より李懷秀に至る契丹主繼襲の次第が明らかでなく、從來の松漠都督は殆んど唐より公主の降嫁を受けて居るのに、涅禮にはその事實が見えず、開元二十二年以後屢々唐の契丹討伐の記事が見えて居る點から見ても、涅禮は唐に歸服したのではなく、その松漠都督の任命も唐よ

り懷柔的に授けたのみで、涅禮は可突干以來の反唐の態度を棄てなかつたのではなからうか。可突干・屈烈の敗死は李過折の内應の結果であつて、その後可突干の餘黨が唐に歸服したと立證すべき積極的な證據はない。天寶四年三月の李懷秀の降附は、開元末以來の安祿山の經營の結果と見るべきではなからうか。果して然らば李懷秀に歸するものと、涅禮に従ふものとの分離がこの頃に始つたと見られぬこともないであらう。而して涅禮は迭刺の轉音とも見られるから、涅禮がその一黨を率ゐる唐の勢力を避けて北歸し、後潢水上流域に占據して、回紇の治下に於いて次第にその潛勢力を培つたのが迭刺部ではなからうか。

舊五代史が阿保機を別部長と言つたのは、阿保機が迭刺部以外に一部を立てた事實を見て言つたのであらう。冊府元龜繼襲(卷九六七)に光啓中、其王曰、欽德、有別部酋長阿保機、自稱國王とあり疆盛卷一〇〇〇)には後唐、耶律阿保機者契丹別部酋長也、先是契丹王欽德政衰、阿保機最推雄勁族張漸盛、代欽德爲王とある。これによれば阿保機を別部長と言つたのは、その欽德に代つた後の状態を言つたものゝやうである。橋本氏は阿保機が別

に一部を建て、諸部大人の許可を求めたといふのを不思議とされて居るが、彼が新に立てた一部も亦契丹諸部の一として迭立制に關與し得る資格を求めたと解すれば、了解出来ないこともないであらう。

四、橋本氏が阿保機の契丹主承襲の時を決定する資料とされたものは、舊五代史契丹傳の記事である。¹⁸⁾契丹の舍利王子が劉仁恭に擒せられたのは、橋本氏の言はれる如く天祐年間のことであつても、舊五代史契丹傳の編者は明らかにその年を知つて居てこの記事を書いたのであらうか。この記事の後に自是十餘年不能犯塞とあるが、若し舍利王子の入寇の年を天祐三年頃と考へて居て、この記事を書いたとすれば、更にその後の方に天祐四年大寇雲中と記して居るのを、如何に解釋すべきであらうか、舊五代史契丹傳の編者はこれを天祐年間のことと考へずに、光啓年間とあまり遠くない頃のことと考へて居たために、自是十餘年云々の語を附記したとも考へられる。果して然らばこの契丹傳の記事を資料として、阿保機の契丹主となつた年を天祐三四年の頃のことと決定することは困難であらう。

阿保機の契丹主となつたのは、莊宗列傳のみ、これを

雲中の會盟後のこととして居るが、これはその編者の推定に基くものであることは、阿保機即位の時期に關する記事を見ても察せられる。されば他の諸史の一致するところに従ふべきであらう。雲中の會盟の年に就いて、松井氏は舊五代史契丹傳等に據つた資治通鑑の説を採られて、天祐四年のこととされ、橋本氏亦これと見を同じくされて居るやうである。²⁰⁾然し唐書(卷二二八)沙陀傳には帝東遷、詔至太原、克用泣謂其下曰、乘輿不復西矣、遣使者奔問行在、俄加號協盟同力功臣、李茂貞・王建・與邠州楊崇本、遣使者來約義舉、克用顧藩鎮皆附汴、不可與共功、惟契丹阿保機尙可用、乃卑辭召之、保機身到雲中與克用會約爲兄弟、留十日去、遺馬千匹、牛羊萬計、期冬大舉度河、會昭宗弒而止とあつて雲中の會盟を天祐元年のことの如く記して居る。唐太祖紀年錄には天祐二年とあるが後唐の史料には天復四年とあつたのを天祐に換算の時に誤つたと見ればこの記事も前後辻褃が合ふ。又舊五代史等の據つた史料はもと天復四年とあつたのを天祐四年と誤つたと見れば、雲中の會盟を天祐元年のことと見られる。阿保機が契丹主となつたのを天祐元年以前のものとすれば、その年として最も適當なのは遼史に

痕德堇可汗が嗣立して、阿保機が迭剌部夷离堇となつた年として居る天復元年であらう。而してそれより九年後に、阿保機が一旦契丹主の地位から退いたとすれば、それは遼史に所謂太祖即位の第三年目のこととなる。この年十月から翌年十月に至る間には、この時まで頻りに見えて居る契丹の對外關係の記録が全然残つて居ないのは契丹内部に諸部大人誘殺の事件があつて、外に向つて事を構へることがなかつたゝめではなからうか。遼史にこの間の記事が非常に少いのも、諸部大人誘殺といふ阿保機の罪惡史を抹殺したゝめと思はれる。

舊五代史には及安巴堅爲主、乃怙強恃勇、不受諸族之代、遂自稱國主とあるのみで、諸部大人誘殺の記事を記載して居ないが、この記事は漢高祖實錄の其王邪律阿保機、怙強恃勇、距諸族不受代、自號天皇王とあるのと同一のことを言つたもので、前者には阿保機が契丹主となつてから皇帝位に即くまでの間に諸部の代を受けずして稱した稱號を國主として居るのに、後者には天皇王として居る點が相違して居るのみである。屈戌以來の契丹主が史上に王號を以て記されて居る點より見て、阿保機が新なる地位を表示するために撰んだ稱號は、單なる國王

或は國主ではなく、天皇王と見る方が妥當ではあるまいか。阿保機が天皇王と稱したことは諸書の一致するところである。されば舊五代史の編者は天皇王を國主としたと同じ趣意の下に諸部大人誘殺の記事を敬遠したのであらう。

阿保機が皇帝位に即いたことは當時のあらゆる史料の等しく記載して居るところである。然るに橋本氏は阿保機が天皇王と稱して居た事實より、その帝號を稱したことを否定して、契丹に於ける帝號は太宗に始るとされて居る。然れども舊五代史等に其國人、號安巴堅爲天皇王とあるのは阿保機が皇帝を稱した後も、國人はこれを天皇王と稱して居た事實を傳へて居るのみで、天皇王なる稱號の起源を言つて居るのではないであらう。漢高祖實錄に見える如く、阿保機が帝號を稱する前から天皇王と號して居たとすれば、その即位後も國人が彼を天皇王と呼んだとしても不合理ではない。又橋本氏のこの説にはその背景を成して居るものがあるやうであるが、それは塞外民族が建國した場合に、その支那内部に土地を領するに至るまでは、曾て帝號を稱したものがないとの原則を、匈奴・鮮卑・西夏・蒙古等の例によつて確信して居

られることである。²⁶⁾ 金や清が支那内地に領地を有するに至るより以前に、帝號を稱したことは全く疑ひ得ないやうである。又漢高祖實錄・舊五代史契丹傳・虜廷雜記等の記事を見れば、阿保機の建國には漢人の貢獻が非常に多いことが窺はれる。さればその建國過程に漢風の色彩が濃厚であることも、寧ろ當然と言ふべきであらう。阿保機は既に天皇王を稱して居て、今更皇帝を稱する必要もなかつたと思はれないこともないが、對漢人の政策上、漢風の稱號を稱する必要のあつたことも否まれないであらう。されば天祐末、即ち後梁龍德二年頃に、阿保機が帝號を稱したといふ舊五代史・冊府元龜等の記載を疑ふ必要はないやうである。

阿保機が天皇王と號したのは、漢高祖實錄によると、諸部大人誘殺以前のことのやうであるから、遼史に彼が即位して天皇帝と稱した年として居る開平元年がその最も適當な年ではなからうか。雲中の會盟の際の李克用の勸誘等により彼は次第に迭立制の廢棄を希望し、遂に最後の腹を決め、世襲君主權確立の第一歩を踏み出したのが、その天皇王を自號した時で、李克用との盟約に背いてまで、唐の禪を受けた後梁に通じ、その封冊を求めん

としたのは、彼の新しい地位を正統化する延引ならぬ必要があつたためではあるまいか。彼の求むる封冊は豫期の如く得られず、迭刺部内には勿論、彼の一族の中に於いても、その新しい地位に不満を抱くものがあつたやうである。²⁷⁾ この不満は太祖の五年以後の諸弟の叛亂となつて現れたが、斯くの如き迭刺部内に於ける不穩の空氣はこれより以前からあつたことは想像出來よう。されば諸部大人はこれに乗じて旗鼓の返還を迫つたのであり、阿保機も亦迭刺部内のこの空氣を察して、一旦旗鼓を諸部大人に還したのではなからうか。彼が契丹主の地位を退いた後、潢水流域の迭刺部に歸らずに、遠く灤河の上はその據城を卜したのも、斯くの如き事情もあつたためではなからうか。

前述の如く阿保機の世襲君主權の成立は、開平元年彼が天皇王と自號した時に始り、開平四年頃諸部大人を誘殺して迭立制の最後の命脈を斷つた時に完成して居る。されば天祐末に於ける彼の即位は、只帝號を稱したのみで、實に於いては變りはないから、この時支那風の稱號を採用したとすれば、支那の慣例に従て年號を建てたと²⁸⁾しても不合理ではないであらう。虜廷雜記には始立年號

曰天贊又曰神冊とある。趙志忠が遼に在つた聖宗朝には契丹が始めて建てた年號に就いて、天贊と神冊との兩様の説が行はれて居たことはこれによつて窺はれよう。橋本氏の言はれる如く神冊を後人の僞作とすれば、天贊が實在の年號であつたゝめに斯くの如き二様の傳聞が存在したのではなからうか。五代會要(卷一九)には天顯元年と僞稱したのを、天成元年のこととして居る。この記事は舊五代史の記事よりは、阿保機を葬つた地を西樓として居る點に於いて、より精確で、契丹の告哀使の名を記して居る點に於いて、より詳細であるから、當時の記錄として、より信すべきものであらう。新五代史にも舊五代史と同じやうに德光立三年、改元曰天顯とあるが、これは天成二年十月の契丹が後唐に碑石を求めた記事より前に置いてある(冊府元龜卷九九九參照)。されば兩五代史の據つた根本資料に於いて元年を三年と誤られて居たのではなからうか。天成元年十月には契丹の告哀使も來て居るから、當時契丹が天顯の年號を用ひて居たことが支那に知られる機會は十分にあつたのである。而して太宗の即位は天成二年で、天成元年には單に兵馬を勾當して居たのみであるから、阿保機の死後に改元されたと見

るよりは渤海討滅後、この年二月に改元したといふ遼史の記事を信すべきであらう。契丹の改元のことが支那に知られる機會のなかつたのを、告哀使の來るによつてこれを知つた後唐人は、この年が元年であつたために阿保機の死後改元したものと誤解したのではなからうか。この遼史の記事に就いて、松井氏はこれを誤記として天成二年説を出されたのに對し、橋本氏は遼史の記事が概して杜撰で作爲的であることを理由として、これをその作爲の一例とされた。^⑩然れども余は既述の如き理由により天顯改元は阿保機の末年の二月とする遼史の記事を信じ更に天贊を契丹初建の年號として龍德二年をその元年なりと見る。

(註)

- ① 滿鮮地理歴史研究報告第一頁(二四九—二五一) ② 史潮第六年第一號頁(七一—七五) ③ 同頁(七五—八三) ④ 同頁(五一—六〇) ⑤ 同頁(六〇—七〇) ⑥ 同頁七六 ⑦ 同頁七〇 ⑧ 滿鮮地理歴史研究報告第一頁二四九 ⑨ 史潮頁六九 ⑩ 滿鮮地理歴史研究報告第一頁一五三 ⑪ 同頁(二三—二四—二五) ⑫ 史潮頁六八 ⑬ 唐書(卷二九)契丹傳 ⑭ 資治通鑑(卷二四六) ⑮ 遼史(卷三二)營衛志中部族上 ⑯ 滿鮮地理歴史研究報告第一頁(一七五—一七七) ⑰ 舊唐書卷九 資治通鑑卷二一四 ⑱ 史潮頁五八 ⑲ 同頁(七〇—七五) ⑳ 資治通

鑑考異卷三九 ②滿鮮地理歷史研究報告第三、五代の世に於ける契丹頁三〇四 ②史潮頁七三 ③資治通鑑考異卷三九 ④新五代史卷四に據れば李克用は天祐四年まで天復の年號を用ひた ⑤史潮頁八〇 ⑥同頁(五八—五九) ⑦遼史(卷一二)轄底傳滑哥傳 ⑧資治通鑑考異卷三九 ⑨滿鮮地理歷史研究報告第三遼代紀年考 ⑩史潮頁八一

追記

貞觀開元時代に、主として契丹の主權を握つて居た所謂大賀氏の中、萬歲通天元年の亂に於いては、李盡忠の一家が失脚し、可突干の亂には李失活(李盡忠の兄弟枯莫離の子の子孫が没落したので、契丹内に於ける大賀氏の勢力は非常に微々たるものとなつたであらう。而して天寶以後、契丹がその下に屬した回紇の支配が、非常に直接的であつたことは、舊唐書(卷一八〇)張仲武傳に、先是、奚契丹皆有回紇監護使、督以歲貢、且爲漢謀、至是遣裨將石公緒等諭意兩部、凡戮八百餘人、とあるによつて窺はれよう。これ等の事情が契丹に於ける迭立制の發生存続を助成して居たのではあるまいか。契丹は僅かに六十餘年の間に、君主の選舉制より世襲制への全過程を歩んだ。これは當時支那に於ける絕對君主權の發達の一般趨勢に促された結果であつたであらう。阿保機の諸

部大人の誘殺も亦避くべからざる一過程であつたのではなからうか。遼史に於ける作爲は主として阿保機の罪惡史の抹殺を目的としてなされたものゝやうである。阿保機の君主權が極めて正統に平穩裡に、その手に歸した如く装はんとすることは遼室史家の苦心せるところであつたであらう。されば遼初に於いて契丹八部の傳説なる灰牛白馬(遼史には青牛とある)の物語を採用したのも、斯る目的に出でたものではあるまいか。然し迭立制の物語によつては、世襲制の成立を意義付けることは出来なかつたものゝやうである。遙輦氏の傳説は、この缺陷を補ふために作爲されたものではあるまいか。建國以來百餘年を経て、契丹人も既に君主世襲制に慣れた聖宗・興宗時代に於いて、その建國傳説にも、迭立制のものより世襲制のものへの變改が成されたのは理由のあることであらう。遼史の物語に於いては、阿保機は世襲君主なる遙輦氏の禪を受けて契丹の皇帝位に即いたことゝなつて居る。この遙輦氏に就いても、余は言ふべき準備を有し「遼の建國過程と遙輦氏に就いて」といふ題で、一文を發表せんと欲したのであるが、紙數を限られて居るために他日に譲つた。